

事務連絡  
令和8年4月24日

省内業所管部局 御中

厚生労働省雇用環境・均等局  
雇用機会均等課

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行（ハラスメント対策関係）に係る周知への御協力について（依頼）

カスタマーハラスメント対策及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の雇用管理上の措置義務化等を含む、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号。以下「改正法」という。）による改正後の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）及び改正法による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）が令和8年10月1日から施行され、また、関係省令、指針等も令和8年10月1日から施行及び適用されます。

今回の改正の具体的な内容は別添資料のとおりですので、これらの内容について御了知ください。その上で、貴部局所管の関係機関、関係団体及び関係業界等に対して必要に応じて周知方よろしくお願い申し上げます。なお、別紙のとおり、周知の際に御活用いただける事務連絡案を作成しましたので、適宜御活用ください。

（別添資料）

- ・リーフレット「令和8年10月1日から、カスタマーハラスメント対策、求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます！」

（参考URL）

- ・厚生労働省ホームページ（職場におけるハラスメントの防止のために）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html)

※別添資料は上記リンク先にも掲載していますので、適宜ご活用ください。